

# 金融庁、「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」を公表

金融庁は、2026年1月8日、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」における「中間論点整理」で残された論点について、検討結果を取りまとめた報告書を公表しました。

サステナビリティ

SSBJ基準

第三者保証制度



## News

- SSBJ基準の適用開始時期と第三者保証の導入時期に関して、「**中間論点整理**」で示されたロードマップに基づき進めるほか、**株式時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業**について**2029年3月期**からSSBJ基準を適用し、その翌年から第三者保証を導入することが示されています。
- 有価証券報告書の提出期限は、**現行制度（事業年度経過後3月以内）を維持**することが示されています。ただし、**有価証券報告書の提出期限の延長承認の制度の承認プロセスを明確化し、柔軟に活用**できるようにすることが示されています。
- 保証の担い手に関して、保証業務実施者を**登録制**とし、国際基準と整合性が確保された基準に準拠して保証を実施できる者であれば、**監査法人・監査法人以外のいずれも登録可能な制度**とすることが示されています。



## Background

金融庁は、2024年3月、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「本WG」）を設置し、**有価証券報告書**において**サステナビリティ開示基準に準拠した情報開示**を求めると、当該情報に対する**第三者保証制度**を導入することについて審議を行ってきました。

そして、2025年7月には、審議内容の中間整理（「中間論点整理」）を公表し、中間論点整理で残された論点については引き続き検討を行うこととされました。



## Insight

本報告書では、中間論点整理で残された論点についての検討結果が取りまとめられています。今後、本報告書の内容を踏まえ、**法律改正をはじめとした制度整備が行われる**予定です。

なお、企業におけるセーフハーバー・ルール<sup>1</sup>の適用範囲やその要件等については、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において検討が進められ、2025年12月26日に検討の結果をとりまとめた報告書を公表しています。

## 1. サステナビリティ情報の開示

### (1) わが国における制度導入に向けたロードマップ

2025年7月に公表された「中間論点整理」では、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」）および第三者保証の導入について、株式時価総額の規模に応じて段階的に適用していくこととするロードマップが示されたものの、時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業に関する適用時期については、引き続き検討することとされました。

本報告書では、中間論点整理の公表以降、国内外の動向に特段の変化がみられていないことを踏まえ、SSBJ基準の適用開始時期と第三者保証制度の導入時期に関して、中間論点整理で示されたロードマップに基づき進めることが示されました。このため、継続検討とされていた**株式時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業については、2029年3月期からSSBJ基準の適用が義務付けられ、その翌年（2030年3月期）から第三者保証が導入されること**になります（図表1を参照）。

なお、株式時価総額5,000億円未満の企業へのSSBJ基準の適用と第三者保証の導入については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて引き続き検討していくことが示されています。

図表1：ロードマップの全体像※1



出所：金融庁ウェブサイト 「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告」 ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20260108/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108/01.pdf)) を基にあずさ監査法人作成

※1：法令上の経過措置として、SSBJ基準の適用開始年度およびその翌年の第三者保証制度の導入初年度の2年間は、本来年次報告書に記載すべきサステナビリティ関連財務開示の報告を次の期中報告と同じタイミングで行うこと（二段階開示）が可能とされており、半期報告書の提出期限までに有価証券報告書の訂正報告書による方法で行うことが示されている。

## (2) 有価証券報告書の提出期限の延長

本WGでは、SSBJ基準の適用に伴う環境整備として、諸外国の年次報告書の公表期限を参考に、**有価証券報告書の提出期限を事業年度経過後4月以内に延長すること**について議論が行われました。そして、中間論点整理では、情報開示が遅れることを懸念する意見があったことや当初2年間は保証範囲が限定される方針であること等を踏まえて、引き続き検討することとされていました。

中間論点整理の公表以降、サステナビリティ情報の開示を巡る国内外の動向に特段の変化がみられていないことや、二段階開示の適用期間をSSBJ基準の適用開始から2年間とすることも踏まえ議論を行った結果、全体としては、提出期限を延長しないことについて肯定的な意見が多数を占めたことを踏まえ、本報告書では、**有価証券報告書の提出期限は、現行制度（事業年度経過後3月以内）を維持**することが示されています。

ただし、円滑な制度導入に向けて、企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）の改正により、有価証券報告書の**提出期限の延長承認の制度**（やむを得ない理由があると認められる場合には、内閣総理大臣の承認を得た期間内に提出できるもの）について、SSBJ基準に準拠した情報開示と保証制度の導入の初期の段階における**承認プロセスを明確化**し、個別的な対応として、延長承認の制度を柔軟に活用できるようにすることが示されています。

## 2. サステナビリティ情報の第三者保証

### (1) 保証業務実施者に関する基本的な考え方

中間論点整理では、第三者保証の範囲や保証の水準についての方向性が示されたものの、保証の担い手を含むその他の論点（登録要件、品質管理体制、自主規制機関、検査・監督のあり方等）については、本WGで引き続き検討することとされていました。

本報告書では、保証業務実施者を**登録制**とし、国際基準※2と整合性が確保された基準に準拠して保証を実施できる者であれば、**監査法人・監査法人以外のいずれも登録可能な制度**とすることが示されています（第三者保証制度の概要については、図表2を参照）。

※2：国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表する「国際サステナビリティ保証基準」（ISSA5000）、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表する「国際サステナビリティ倫理・独立性基準」（IESSA）のほか、IAASBが公表する「国際品質マネジメント基準」（ISQM1）をいう。

図表2：第三者保証制度の概要

主な内容	
第三者保証の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者保証制度の適用開始時期から2年間は、Scope1・2のGHG排出量に関する情報、ガバナンスおよびリスク管理に関する情報に限定</li> <li>3年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討</li> </ul>
保証の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わない</li> </ul>
保証の担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録制（法人）とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能</li> </ul>

出所：金融庁ウェブサイト 「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告」 ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20260108/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108/01.pdf)) を基に必ず監査法人作成

## (2) 保証業務実施者に関する規律のあり方

保証業務実施者には、国際基準と整合性が確保された基準に準拠して保証を実施するものとし、保証の質を確保できるように、一定の体制整備を求めるとされています。また、保証業務実施者には、財務諸表監査の場合と同様の行為規制やエンフォースメントを課することが示されています。これらの規律に関する主な内容は、図表3のとおりです。

図表3：保証業務実施者に関する規律

主な内容		
保証基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際基準と整合性が確保された基準とする。</li> <li>わが国における保証基準や品質管理基準その他必要な基準のあり方については、本WGでの議論も踏まえながら、企業会計審議会において審議し、結論を出す。</li> </ul>	
登録要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証業務実施者に対して、人的体制や品質管理体制の整備を求める。また、品質管理のためのガバナンスを実効的なものとする観点や投資者保護の観点から、保証業務実施者に「法人」であることや一定の財産的基礎を求める。</li> <li>業務執行責任者に対して、サステナビリティ情報の開示・保証に必要な専門的知識・経験および能力を有することを求めるものの、公認会計士資格を有する者には限定しない。</li> </ul>	
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表監査の場合と同様に、ローテーションルール、非保証業務との同時提供禁止および守秘義務といった行為規制を課す。</li> <li>保証業務を通じて、法令違反事実等を発見し、企業において是正されない場合には、当局へその旨を通知すること等も求める。</li> </ul>	
検査・監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面の間は自主規制機関ではなく、金融庁において検査・監督を行う。</li> </ul>	
エンフォースメント	行政責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>「虚偽保証<sup>※3</sup>」等の場合に責任を追及する手段として、課徴金納付命令<sup>※4</sup>のほか、業務改善命令や業務停止命令等の行政処分に関する規定を整備する。</li> </ul> <p>※3：サステナビリティ情報について虚偽があるにもかかわらず、虚偽がないと保証をすることを指す。                      ※4：企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合には、保証業務実施者に対する課徴金も免責となる。</p>
	民事責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の非対称性があること等を踏まえ、虚偽保証について故意・過失の立証責任が転換された民事責任（損害賠償責任）を規定する。</li> <li>企業にセーフハーバー・ルールが適用される場合<sup>※5</sup>には、保証業務実施者も金融商品取引法上の民事責任を負わないものとする。</li> </ul> <p>※5：非財務情報のうちの将来情報、見積り情報および統制の及ばない第三者から提供された情報については、その合理性が確保されていると認められる場合には、企業に対して、金融商品取引法上の民事責任の規定を適用しないこととするもの。</p>
	刑事責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為規制のうち守秘義務違反について、公認会計士法の規定と同様の罰則規定を設ける。</li> </ul>

出所：金融庁ウェブサイト 「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告」 ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20260108/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108/01.pdf)) を基に必ず監査法人作成

### (3) その他の論点（任意の保証等）

企業の任意の取組みとして、これまでもウェブサイト等において任意に第三者保証を受けている旨を公表している例がみられます。こうした自主的な情報開示は投資判断に有用な情報と言い得るものであり望ましい一方、第三者保証制度の導入後においては、サステナビリティ情報に付された保証が制度上の保証であるか否かは明確に区別する必要があるとして、「任意の保証<sup>※6</sup>」の取扱い等に関する検討が行われました。

※6：「任意の保証」とは、有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること、早期適用も含め義務化対象ではない企業が保証を受けることを指す。

本報告書では、任意の保証について、一定の場合には開示情報の信頼性を高めるとともに投資者保護にも資するものであり、保証報告書によって積極的に開示されることが望ましいとして、以下の**3つの要件を満たす場合に限り、有価証券報告書等へ保証報告書を添付できることとするのが適当**としています。

- ① 開示された情報が**SSBJ基準に準拠していること**
- ② **登録された保証業務実施者**による保証であること
- ③ **国際基準と整合性が確保された基準**による保証であること

他方、上記の要件を満たさない場合には、有価証券報告書等への保証報告書の添付は認めるべきではないとされています。この場合に、企業が任意に保証を受けた旨を有価証券報告書等に記載するときには投資家を誤認させないように、例えば、**保証業務実施者の名称、登録の有無・準拠した基準や枠組み、保証の結論および第三者保証制度に基づく保証ではない旨等の開示**を求めていることが示されています。

また、このほか、保証業務の公正性・独立性を確保する観点から、有価証券報告書等において、**保証業務実施者の選任理由および保証報酬の開示**を求めていることが示されています。

### 3. おわりに

本報告書では、今後、関係者において本報告書の内容を踏まえて制度整備等の必要な対応が進められることが期待されると言及されています。具体的には、**第三者保証制度の導入に関する法律改正や企業会計審議会における保証基準等に関する検討**、また、金融庁等における開示例の収集・公表等を通じたSSBJ基準に基づく情報開示の推進といった取組みが考えられます。

なお、**セーフハーバー・ルールや確認書制度の見直し**については、**ディスクロージャーワーキング・グループにおいて検討**が行われ、2025年12月26日に報告書が公表されています。

#### 編集・発行

##### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public